

石綿含有建材の事前調査報告について

○はじめに

大気汚染防止法の一部を改正する法律が令和2年6月5日に交付され、建築物解体等における石綿の飛散を防止するための規制が強化されています。また令和4年4月からは一定規模以上の建築物等については石綿含有建材の有無にかかわらず、元請業者が事前調査結果を都道府県等へ報告することが義務付けられます。

○報告が必要となる工事

- ①解体部分の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事
- ②請負金額が税込100万円以上の建築物の改修・補修工事
- ③請負金額が税込100万円以上の工作物の解体・改造等工事

注) 工作物とは加熱炉、ボイラー、圧力容器、配管設備※、焼却設備、煙突、貯蔵設備、発電設備等
(※建築物における給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等は除く)

○事前調査の実施方法

実施方法には設計図書による確認、現地目視による確認があります。

設計図書による確認は、着工日が平成18年9月1日以降であることを確認します。

(法改正でアスベスト全面禁止となっているので目視対象から外せる場合があります。)

現地目視による確認は、部材の製品情報などを確認します。目視ができない部分は、目視が可能となった時点で調査を行います。

事前調査で石綿使用が明らかにならなかった場合には分析の実施が必要です。

(石綿が使用されているものとみなして暴露防止措置を講ずれば、分析は不要)

○石綿事前調査結果の報告

一定規模以上の工事を行う場合は、石綿の使用の有無に関わらず、事前調査結果を元請業者などが都道府県、労働基準監督署に報告しなければなりません。

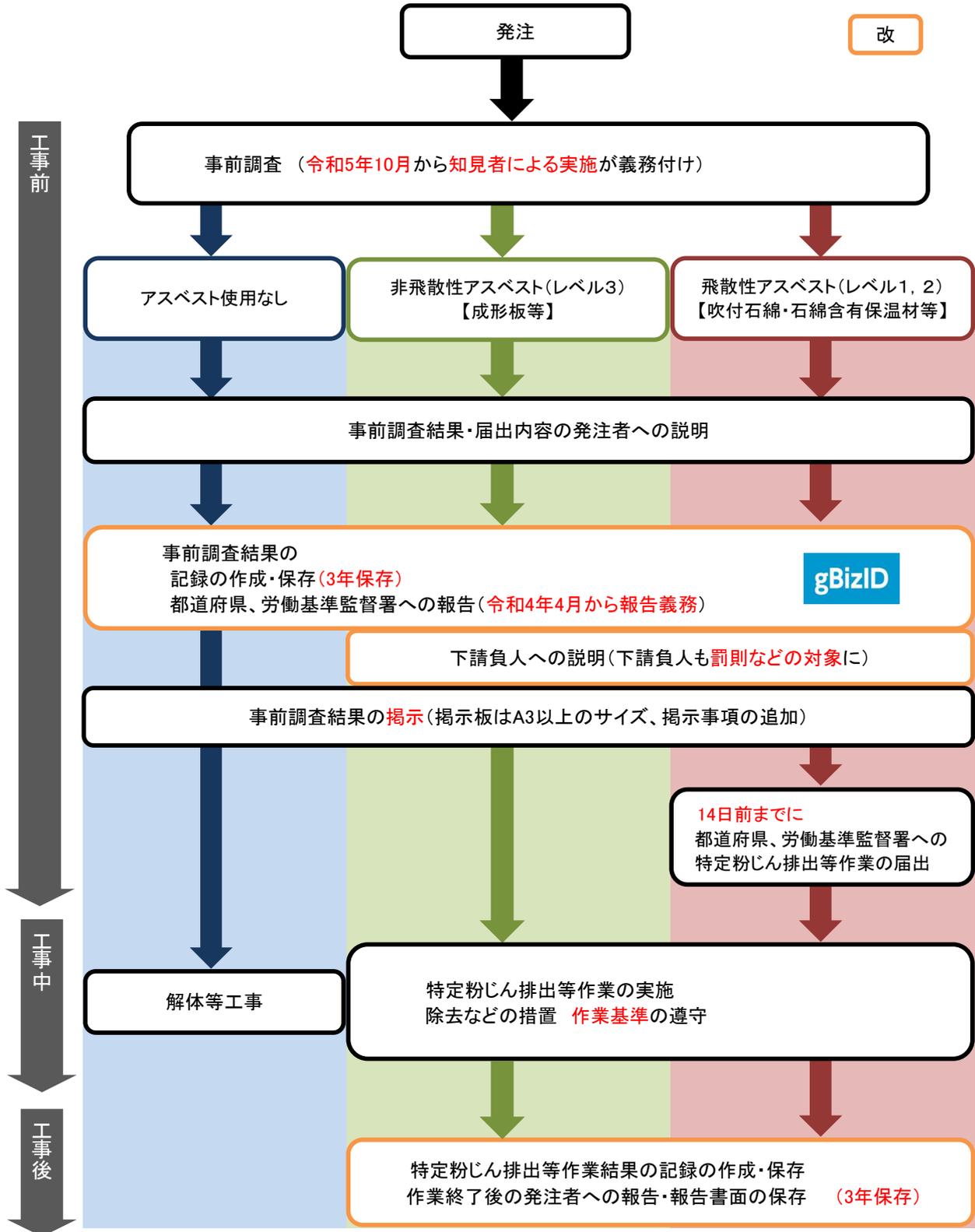
石綿事前報告は原則として「石綿事前調査結果報告システム」から電子申請を行います。

なお、石綿事前調査結果報告システムを利用するためには「GビズID」を取得する必要があります。

1つの申請で都道府県、労働基準監督署両方の申請が完了します。

URL : <https://gbiz-id.go.jp>

○建築物等の解体工事の全体の流れ



※出典: 環境省 大気汚染防止法及び政省令の改正について

空調設備ニュース

●編集 技術委員会空調部会
●発行所 (一社)大阪空気調和衛生工業協会
大阪市中央区安土町1丁目7-20 新トヤマビル3階
TEL.06-6271-0175 FAX.06-6271-0177
URL.http://daikuei.com/